

課題名	H-7 中長期的な地球温暖化防止の国際制度を規律する法原則に関する研究		
課題代表者名	大塚直（早稲田大学法学学術院）		
研究期間	平成16-18年度	合計予算額	63,635千円（うち18年度 19,272千円）
研究体制	<p>研究体制</p> <p>(1) 地球温暖化防止に関連する国際法原則の内容と射程に関する検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国連気候変動枠組条約における法原則の検討（龍谷大学） ・国連気候変動枠組条約3条の原則条項の起草過程の検討（海上保安大学校） ・国際法における予防原則の射程と2013年以降の国際制度設計における役割と機能に関する検討（龍谷大学） ・共通だが差異ある責任原則（CBDR原則）の機能の検討（地球環境戦略研究機関） ・国際法上の平等原則の検討（明治学院大学） <p>(2) 主要国における地球温暖化防止に関連する法原則に関する研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EU（地球環境戦略研究機関） ・フランス（立教大学） ・イギリス（首都大学東京） ・アメリカ（早稲田大学） ・日本（早稲田大学） ・インド（国際基督教大学） ・中国（東海大学） ・各種原則を基礎とした、ポスト2012年の制度案（早稲田大学） 		
研究概要	<p>研究概要</p> <p>1. 序（研究背景等）</p> <p>国際社会が合意を積み重ねてきた法原則に基づいて中長期的な国際制度のあり方を検討することは、国家の合意可能性を高め、環境上の有効性という条件を満たす制度の構築という観点から有効である。京都議定書に見るように、削減負担の配分だけではなく、京都メカニズム（市場メカニズム）や遵守制度、資金供与・技術移転、適応策など多数の制度要素から温暖化防止の制度は構成される。国連気候変動枠組条約3条が定める原則（衡平、共通だが差異ある責任原則（CBDR）、予防原則など）、温暖化防止の国際制度に関連するその他の原則（汚染者負担原則（PPP）、平等原則など）は、複数の制度要素の局面に関連し、反対に、複数の原則が機能する中でそれぞれの制度要素のあり方が規定されている。予防原則は、枠組条約2条の中長期目標の水準や設定の方法の議論において主として機能する。他方で、衡平、CBDRなどの原則は、資金供与、技術移転なども含めた制度全体の設計のあり方を規定し、なかでも、国家間、とりわけ、先進国と途上国間の負担配分の局面で機能する。CBDRは、地球環境保護を全ての国家の責任としつつ、問題への寄与度や問題解決能力に応じて先進国はより重い責任を負うべきとする原則であるが、多国間交渉の中から生成し、国際協力の基礎を提供する役割を果たし、多数の条約に「差異化」の実行が広範に受け入れられている。他方で、各国国内法では確立した環境保全の分野の費用負担の配分原則である汚染者負担原則が地球環境問題の費用負担に適用されることは少なく、実効的な問題解決のための費用負担のあり方があらかじめ措定され、その正当化を図る一資源としてある特定の費用負担原則が動員されることが多い。しかし、途上国支援の必要性を承認しつつ、外部不経済の内部化と正義・公平の観点から、汚染者負担原則は、温暖化の費用負担、とりわけ、適応費用の負担配分の基盤を構成しうると考えられる。汚染者負担原則の国際レベルでの適用に対する国際社会の合意の範囲、費用負担のために必要な科学的知見の限界をふまえてさらに検討を進める必要がある。</p> <p>2. 研究目的</p> <p>本研究では、温暖化防止の国際制度に関連すると考えられる、持続可能な発展原則、共通だが差異ある責任原則、汚染者負担原則、応能負担原則などの原則の射程、原則相互の関係を明らかにし、</p>		

国際社会が積み上げてきた合意の意味を明らかにすることで、これらの法原則が中長期的な国際制度の設計のうえで果たしうる機能と限界について検討を行う。こうした観点からは、かかる法原則を2つの視点から分析することにした。第1は、他の国際条約での実行も含め、国際社会でどのようなものとして合意されているのか、また、第1約束期間後の制度について、これまで提示されている諸提案においてどのように位置づけられているかを検討することであり、第2は、主要国においてかかる原則の射程はどのように解釈され、認識されているのか、その他に制度設計に有効な原則が各国法制において存在するかを考察することである。その上で、これら法原則から国際制度の諸提案についての検討を行うことを目的としている。

こうした考察は、国際制度に関する諸提案についての、これまでの国際社会の合意の到達点から見た合意可能性という観点からの評価を与え、制度の構築に向けての示唆を与えることに資するものとする。

かかる検討を通じて、中長期的な温暖化防止の国際制度の合意の基礎として、尊重されるべき法原則を検討し、①削減の枠組と負担配分、②適応の枠組と費用の負担配分、③柔軟性メカニズム、④途上国の参加を促し、実施を支援するしくみ、⑤遵守制度のあり方などのあるべき制度案について提案することをめざす。そのことにより、第1約束期間後の国際制度の枠組案を提示する。その際、予防原則との関連についても考察する。

さらに、各原則を基礎とした制度案を摘出し、それぞれについて評価を行う。

3. 研究の方法及び結果

(1) 地球温暖化防止に関連する国際法原則の内容と射程に関する検討

1) 国連気候変動枠組条約における法原則の検討（龍谷大学）

国連気候変動枠組条約3条は、条約の目的を達成し、条約を実施するための措置をとるにあたって、指針とすべき5つの原則を定めている。1) 衡平の原則、共通だが差異のある責任原則、2) 発展途上国などの個別のニーズ、特別な事情の考慮原則、3) 予防原則、4) 持続可能な発展の原則、そして、5) 協力的・開放的な国際経済体制の確立に向けての協力原則である。

同条の起草過程から3条の原則の法的地位は、締約国がとるべき具体的な行動を定めるものではなく、この条約の目的を達成し、その規定を実施する行動（気候変動枠組条約とそれもとでとられる行動）に限定して適用されるものと考えられるが、かかる過程を具に見れば、何の法的拘束力もないとは言い切れない。ただしこの場合でも、その規定の一般性および文言などから、原則の解釈と実施について締約国に大きな裁量を与えられとされる。

2) 国連気候変動枠組条約3条の原則条項の起草過程の検討（海上保安大学校）

UNFCCCの起草過程において、議論のたたき台となる条約草案が作成されたのは、1991年9月の第3回政府間交渉委員会（INC）においてである。

1991年9月の第3回INCの公式記録(A/AC.237/12)のパラグラフ74は、①政府代表の大半が、原則に関する章は、条約の下で合意される約束と関連するメカニズムの基礎を提供するものであるため、不可欠であると主張したこと、②政府代表の多くが、原則は条約の下で決定される義務と密接な関連性を有するべきであると主張したこと、また、③政府代表の中には、原則に関する章を設ける必要性に疑義を表明した代表もいたことを指摘している。

同パラグラフ75は、①数名の政府代表が、原則に関するいくつかの文言を、前文か約束に関する章に移すのが適切であると指摘したこと、②原則に関する章の挿入に好意的な見解を表明した政府代表が、原則に関する章は簡潔なものとし、挿入する原則は、条約の下で合意される約束と関連するメカニズムの確固たる基礎を規律し、またそのような基礎を提供する若干の主要な原則にとどめるのが望ましいと表明したことを指摘している。

同パラグラフ76は、①主権原則、衡平、「共通だが差異のある責任」（CBDR）と予防原則の挿入については広範な支持を得たこと、②しかし、その文言と条約における位置については見解の相違がみられたこと、③「発展の権利」については広範な支持があったものの、疑問を表明する代表もいたこと、④PPPとthe principle of non-conditionalityの挿入については、これら二つの原則の解釈や法的含意の捉え方に違いがあり、合意に達しなかったこと、⑤追加的財源と技術移転の原則の挿入を最重要の原則であると捉える若干の政府代表がおり、また、それは義務か約束のいずれかで実現されるのがベストであると表明した代表もいたことを指摘している。

第3回INCのいくつかの指摘にみられるのは、UNFCCCの原則条項とそれ以外の条項との整合性を不可欠とする指摘である。このような指摘は、条約の起草に参加した多くの国が、原則の射程が条約採択後の過程で無限に広がりかねないことを危惧し、UNFCCCの条文において原則の具体化をあらかじめ示しておくことで、原則の射程をできるだけ限定しておくことを意図したものと解される。

この点は、UNFCCC第3条1項に規定されているCBDRの「共通の責任」と「差異のある責任」を、第4条に規定されている「すべての締約国の約束」と「附属書I国の約束」に対応させて解する立場の有力な根拠となる。このような解釈の立場にたつと、「共通の責任」は、温室効果ガスの排出を削減する一般的な責任ではなく、あくまでも国別目録の作成・更新・公表・提供等の責任にとどまることになる。

1991年12月の第4回INCの公式記録(A/AC.237/15)のパラグラフ50は、①「持続可能な発展」（SD）概念、環境保護と経済発展の統合の必要性、人類の現在と将来の世代のために気候を保護する必要性、CBDR、予防原則、途上国の特別な必要性(needs)に基づく義務の免除については、一般的な合意が得られたこと、②他方で、第3回INCにおける議論に引き続き、原則に関する条文を設定する必要性に疑義を表明する国や、原則は約束に関する条文の交渉を導くという点において重要であると指摘する国もあったことを指摘している。

また、第4回INCにおける二つの作業部会の議論をふまえて、条約草案「統合作業文書」が作成された。第5回INC第一部では、この草案をたたき台にして議論することとなった。原則は同草案の第2章で扱われている。

この草案では、第3回INCにおける議論では疑問が表明されていたにも関わらず、その冒頭の第1項で、「発展の権利」について規定されている点が注目される。「発展の権利」に関する条項案の第二文には、「経済発展は、気候変動に対処するための措置を講じるうえで不可欠である。」とあり、「環境保護」と「経済発展」の二つの要請のうち、後者に重きを置いている。この点で、ここでの「発展の権利」は、1986年のブルントラント委員会報告書で提示された、これら二つの要請の

統合を図ったSDとは発想が異なる。第三文もまた、「発展途上国の純排出量は、その社会的かつ経済的な発展の必要性を充足することを妨げられない。」とあり、「経済発展」に重きを置いている。

第2章第2項では、SDについて規定している。現在と将来の世代のためのSDを目的とする義務（a duty）を負う主体は「すべての国」と規定されており、条約定立過程におけるSDへの広範な支持を伺わせる。そして、その内容は、「地球の気候の保護」と「経済発展」の統合の必要や、「気候変動に対処するための措置」と「国内の発展プログラム」の統合の必要をうたう、SDのオーソドックスな内容である。

第4回INCの段階では「発展の権利」とSDそれぞれについての条項案が設けられていたが、最終的には、条約第3条第4項の第一文でSDについて規定する条文に統合された。「発展の権利」自体は明示されなくなったが、条約第3条第4項の第二文の冒頭では、上記「発展の権利」に関する条項案で示されていた、経済発展を環境保護の前提と捉える趣旨の文言が挿入されており、他方で、同文の後半で、当該経済発展の計画において環境保護の配慮を組み込むべきとして、「環境保護」と「経済発展」の二つの要請のうち、後者に重きを置きつつ、二つの要請の統合を図っている。

第2章第3項では、衡平とCBDRの二つの原則について、両者を関連させつつ、規定している。第一文では、「すべての国は、（世代内と世代間の）衡平に基づき、人類の現在と将来の世代のために、気候系を保護する義務を負う。」とあり、続く第二文で、「この義務は、その履行にあたっては、（先進国と発展途上国間の）共通だが差異のある責任と能力に従って、温室効果ガスの排出の大半は先進国に起因するものであり、先進国が気候変動とそれによる悪影響に対処する主たる責任を有することを十分に考慮し、異なる時間枠において、達成される。」とある。

ここでは、第一文で、衡平に基づき、「気候系を保護する義務」を一般的に設定したうえで、第二文で、先進国と途上国の間で、CBDRと能力に基づき、義務の差異化を図るという構成である。ここで、衡平は、義務の差異化の段階ではなく、あくまでも一般的な義務を抽出する段階で、機能している点が注目される。

最終的に、UNFCCCの第3条第1項は、「締約国は、衡平に基づき、かつ、それぞれ共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に従い、人類の現在及び将来の世代のために気候系を保護すべきである。」と規定している。起草過程の条文案において衡平に基づく文とCBDRと能力に基づく文が分かれていたのに対し、両文が一文に統合され、「衡平」と「CBDRと能力」が「かつ（and）」で並置され、また、条文案にあった「気候系を保護する義務」が「締約国は……気候系を保護すべきである」に表現を変え、国際条約で締約国に拘束力のある義務を課す条文で用いられる “shall”ではなく “should” を用いることで、拘束力の緩和がなされた。そのため、CBDRにおける「共通の責任」の実体が条文案と比較して曖昧となった。

1992年2月の第5回INC第一部における二つの作業部会の議論をふまえて、条約草案「交渉改訂テキスト」が事務局によって作成された。原則は同草案の第2条に記されているが、同会合では、第3項と第10項については十分な議論をしておらず、また、第1項、第6項、第7項と第11項についてはまったく議論していないので、修正もなく、条約草案が確定した。

3) 国際法における予防原則の射程と2013年以降の国際制度設計における役割と機能に関する検討（龍谷大学）

国家間関係において予防原則が援用、適用される局面は大きく3つある。第1は、国際社会がその対処に共通の利害関係を有する潜在的リスクが問題となる局面である。第2は、ある国家の領域内または管理下で行われる行為によって生じる越境損害の潜在的リスクが問題となる局面である。第3は、各国が潜在的リスクに予防的に対処するためにとる国内措置が、他国の利益を侵害または他国の利益に悪影響を与える場合である。

中長期の制度設計において予防原則が機能しうる1つの場面は、深刻で不可逆的な温暖化の悪影響のリスクを回避する中長期的な目標設定とそれにむけた道筋の決定におけるリスクのヘッジである。中長期の制度設計においては、その制度の内容とともに、損害を被るおそれがあり、他方で、リスク管理措置の費用を負担する幅広い利害関係者が関与した合意形成のあり方とそれを規律する原則の解明が求められる。

4) 共通だが差異ある責任原則（CBDR）の機能の検討（（財）地球環境戦略機関）

ここでは、第一に、法原則の検討により、温暖化規制制度における政策決定の正当化の指標を考察するものである。まず、多数国間環境保護条約においては、CBDRに依拠し、非相互的な権利・義務の設定や、不均衡な負担配分を要請する条約実行が広範に認められることから、CBDR原則に一定の規範的意義が認められることを実証した。さらに、このような条約制度に反映された「責任の差

異化」は締約国間の実質的平等を確保することにより、国際協力に基づく条約の正当性を表示し、途上国の参加及び遵守を促進することを指摘した。

第二に、本研究はこのような法原則を配分的機能という観点から検討する。具体的には、CBDR原則の解釈により、先進国・途上国間の配分指針として、どのような差異化が原理的に可能であるかを検討した。このような検討においては、原則が条約実行にどのように反映され、どの程度、受け入れられているかという経験的次元を出発点としつつ、どのような理論的論拠に基づき、いかなる指針として捉えるべきかという規範的次元にも言及するようにした。

かかる検討により、CBDRに基づく差異化は固定的なものではなく、流動的・動的な概念として捉えられ、さらに、差異化の手段性及び社会的・経済的事実の流動性に基づき、「差異化」には適用の限界が存在することを明らかにした。

CBDRに基づく差異化は構成員相互間において、実質的平等を要請する原理として認められているが、本原則が何に関する平等を要請するかは明らかではない。さらに、国際法が究極的には個人の基本的権利及び自由を保障する法へと変貌を遂げつつあるとしても、現時点では、資源配分又は資源利用に基づく福利の実現について、個人の平等に関する国際法上の基準は確立していない。そこで、例えば、per capita 基準のような排出量の均等配分を単独の配分基準として用いることは、国際法の理論及び実践において、支持されているわけではない。CBDRに基づく実質的平等の内容については、さらに精緻化する必要があるが、当面は、経済社会理事会の最貧国の定義に依拠し、人の生存の確保という観点から、絶対的免除が要請される諸国の類型を定義し、卒業要件については、排出量、経済的能力、基礎的ニーズの充足という3つの指標を総合的に評価することが望ましい。

尚、温暖化規制制度においては、CBDRに基づく差異化は質的差異を許容し、濃淡のある概念と捉えられる。今後の制度設計においては、先進国の率先した努力を維持しつつ、途上国に対しては、継続的な援助により、能力構築を促進しつつ、先進国とは異なる削減措置を提案する必要がある。例えば、排出量の割合が低く、開発により、基本的ニーズを充足する必要があるが依然として認められる諸国については、気候政策を持続可能な開発に統合するための政策措置の誓約を義務づけて、定期的検討の対象とする。さらに、一定の経済的成長を遂げ、排出量の増加が見込まれる諸国については、基本的ニーズの充足を条件として、エネルギー強度目標、部門別目標等、より具体的な排出抑制・削減措置を義務づけることが望ましい。

5) 国際法上の平等原則の検討（明治学院大学）

温暖化対策の基本原則の一つである「共通だが差異ある責任」の「差異」の解釈については、開発途上諸国は温室効果ガス排出抑制・削減の義務そのものを負わないとする見解と、先進諸国とは異なる範囲とレベルでその義務を負うとする見解とが対立している。

開発途上国が先進国とは異なる義務を負うということは、伝統的に国際法において「平等原則」との関係で検討されてきている。平等原則は多くの環境条約にも反映されてきている。

現実の国際社会においては、様々な面で国家には強弱が存在する。ここでは、正義論における交換的正義と配分的正義と同様に、同一の権利義務を配分する「絶対的平等」に対して、同一ではなく実情に応じた権利義務の配分を行う「相対的平等」、「比例的平等」または「機能的平等」も求められている。現実社会の様々な面の強弱を前提として平等を考える手法に対しては「形式的平等」であるとの批判もあり、本来の平等を求める「実質的平等」または法の適用の「結果としての平等」が主張されている。

これらの平等原則には、手続き面での参加の平等と実体的権利義務面での平等の2側面があり、さらに、参加の平等には、組織自体、意思決定過程および機能遂行過程それぞれへの参加という3側面があることを指摘した。

6) 国際法上の汚染者負担原則（PPP）に関する検討（海上保安大学校、独立行政法人 国立環境研究所）

「汚染者負担原則（PPP）」が想定する費用負担の主体と客体（汚染者と被害者の区別が明確である場合に限定されるか否か）と費用負担の範囲（汚染の「事前防止」の費用か、汚染発生の場合の「事後救済」の費用も含むのか）にとりわけ注目しながら、国際法上及び国内法上のPPPに関する研究動向を批判的に検討し、この主題をめぐる研究状況をレビューし、同原則のあり方を明らかにした。

7) 自然環境および生物資源利用に関する諸原則（明治学院大学）

自然環境の保全管理に関わる諸条約およびそれらの下の決議や勧告などにおいては、ほぼ共通して、生物多様性の確保、生物種の絶滅防止、持続可能性の確保、事前評価、予防対応、適応型管理、情報公開、および、公衆参加などが基本的な原則および手続きとして定められている。

生物資源利用に関する上記の基本的な原則や手続きは、生物多様性条約のもののガイドラインをはじめ、さまざまな法的拘束性のない文書においても定められている。

以上の諸条約およびガイドラインなどに共通している法原則および基準は、「基本原則」「基本手続き」「資源管理手法」「制度整備」といったカテゴリーに分類することができる。

このうち、基本原則には、衡平確保、生態系優先、環境危害防止、予防対応、学際的対応、教育訓練啓発、国際協力などが含まれる。基本手続きには、情報公開、事前評価、モニタリングが含まれる。そして、資源管理手法としては、生態系に応じた空間および時間枠、権限は地元、適応型管理、参加型管理が含まれる。また、制度整備としては、政策および法令の整備、支援措置の提供、慣習的権利および伝統的知識の尊重、実施確保および紛争回避、司法救済、内部化と責任ある商慣行が含まれる。

8) 地球温暖化防止の国際制度における諸原則が機能する局面と原則相互の関係（龍谷大学）

検討の対象としてきた原則のうち、予防原則は、国連気候変動枠組条約2条の中長期目標の水準や設定の方法、中長期目標に至る道筋（一定の時点での削減の水準設定）＝制度総体としての目標の水準の議論において主として機能する。

他方で、衡平や共通だが差異ある責任原則などの多くの原則は、資金供与、技術移転なども含めた制度全体の設計のあり方を規定し、なかでも、国家間、とりわけ、先進国と途上国間の負担配分の局面で機能する。

国際法における衡平の展開と、気候変動枠組条約3条の起草過程をふまえると、締約国は、人類の現在及び将来の世代のために気候系を保護すべきであるが、その保護は、明らかに不公正な結果をもたらさないように締約国により行われなければならないということの意味する。この点で、衡平と共通だが差異ある責任原則は一定の共通点（関係性）を有する。すなわち、共通だが差異ある責任原則が適切に適用されていなければ、衡平な結果を実現できていない（衡平の誤った適用がなされている）と十分考え得る。

差異化の基準としては、一般に（i）問題への寄与度と（ii）問題対処能力があげられ、（i）の問題への寄与度は、汚染者負担原則と、（ii）の問題対応能力は、応能原則との関連性がうかがわれる。

汚染者負担原則については、気候変動枠組条約において規定されている原則ではないが、各国においては共通した法原則である。削減負担の配分の局面においても機能しうるが、これまでの排出により生じる温暖化の悪影響への適応の費用負担の配分という局面では他の原則と比較してより決定的な役割を果たしうる。

9) 2013年以降の中長期的な国際制度提案における法原則の位置づけに関する全体動向の検討（龍谷大学）

これまでに提示されている大別して17の提案について、各提案における法原則の位置づけを検討した。全体として、途上国に何らかの削減努力を求める場合でも、義務の内容、程度、条件などについては、先進国と途上国の間に差異を設けるという点は中筋において共通している。気候変動枠組条約が定める原則のうち、共通だが差異ある責任原則、衡平の原則は、そうした観点からは、多くの提案において考慮されている。ただし、制度におけるその具体化は様々である。第二に、とりわけ京都議定書の枠組を基礎とする提案においては、途上国の持続可能な発展をいかに確保するかを考慮した提案が見られる。第三に、上記の提案は大きく二分され、科学的知見に基づいて温暖化防止に必要とされる量と速度で削減を確実に行うためにいかに制度を構築するかという「トップ・ダウン・アプローチ」をとる提案群と、米国や途上国の参加を確保するという合意可能性の観点から合意できるところをまず積み上げて制度を構築するという「ボトム・アップ・アプローチ」をとる提案群に分かれる。特徴的なのは、後者の提案群については、条約が列挙する原則についてはほとんど考慮が払われていないように見える点である。

10) 2013年以降の中長期的な排出抑制のための主要な制度提案における法原則の位置づけに関する検討（独立行政法人国立環境研究所）

2013年以降の中長期的な排出抑制のための国際制度提案における法原則の位置づけに関する検

討を行った。PPPを基盤としているとされるブラジル提案（累積排出量に基づいて排出抑制義務を配分する負担配分方法）と、衡平性を基盤としている収束・収斂提案（1人当たりの温室効果ガス排出量が中長期的に世界一律になるように各国に排出許容量を配分する負担配分方法）を題材にとりあげ、軸となっている原則とその他の法原則との関係につき検討した。

11) 2013年以降の国際制度設計に伴う法的問題の分析（龍谷大学）

2013年以降の制度設計において、京都メカニズム、とりわけCDMを継続するか、いかに位置づけるかによって制度のあり方を大きく左右する可能性がある。市場メカニズムがより効果的に役割を果たすには、市場メカニズムを通じて獲得される排出枠がより高い経済的な価値を有することが必要であり、このためには、排出枠を義務的に必要とする需要側の存在を維持するためのさまざまな制度的工夫が必要となる。

議定書の枠組を基本的に維持し改善する場合も、議定書とは連続しない制度とする場合も、いずれも現行の議定書の制度との調整と連結が必要となる。とりわけ、議定書と連続しない制度とする場合、現行制度との調整と連結には一層の留意が必要である。議定書の制度枠組が継続する場合でも、次の約束期間が2013年から開始しない場合にも暫定的な調整が必要である。

12) 適応策の基盤となる法原則に関する検討（独立行政法人国立環境研究所）

適応策の基盤となる法原則に関する検討を行った。国際レベルの適応策に関する現行制度を概観し、国際交渉の現状を踏まえ、i) 適応策の策定に必要な情報交換・経験共有の促進、ii) 適応策のメインストーリーミング化、iii) 適応関連資金メカニズムの改善、といった3つの課題を指摘した。そのうえで、適応策に関する将来枠組み提案につき検討した。

(2) 主要国における地球温暖化防止に関連する法原則に関する研究

1) EU（地球環境戦略研究機関）

本研究では、EUにおける汚染者負担原則の意義、EU法の大気汚染分野での総量規制における目標の定め方と汚染者負担原則との関係を検証し、これらに基づいて、汚染者負担原則が温暖化国際交渉におけるEUのポジションに与えた影響、およびEU法が温暖化国際交渉に与える示唆を導くことを試みた。

a. 汚染者負担原則のEUにおける発展

本研究では、まずEU法における汚染者負担原則の発展過程を検証した。その結果、汚染者負担原則は、1973年にEU第1次環境行動プログラムで言及されて以来、欧州共同体における環境行動を規律する重要な原則としてさまざまな下位法規で繰り返し言及されているが、未だ不明確な点も多い。2004年には環境損害に関する指令（Directive 2004/35/CE of the European Parliament and of the Council of 21 April 2004 on environmental liability with regard to the prevention and remedying of environmental damage）が策定され、原因者負担原則の明確化がはかられているが、その実施は構成国に委ねられている。

b. 総量規制（酸性雨、CO₂、大気汚染等）と汚染者負担原則

本研究は、次に、特に欧州共同体法における大気汚染分野の総量規制、具体的には大規模燃焼施設令（88/609/EEC、2001/80/EC）、大気汚染物質に関する国別排出総量規制（2001/81/EC）、EU京都議定書達成目標分担協定（2002/C75E/03）、そして排出量取引指令（2003/87/EC）における数値目標の定め方と汚染者負担原則との関係を検証した。

その結果、EUの大気汚染分野の総量規制は、本来の意味での汚染者負担原則を用いてるとはいえない。しかし本研究で取り上げた2つの国別の総量規制、すなわち大気汚染物質に関する国別排出総量規制（2001/81/EC）とEU京都議定書分担協定（2002/C75E/03）における数値目標の定め方を見ると、その背後には、広い意味での汚染者負担原則、すなわち汚染者が汚染の除去あるいは汚染の削減に責任を負うという考え方、と応能原則を取り入れていることがわかった。

このような考え方が、EUの温暖化交渉のポジション、すなわち単独でも2020年までに20%削減するという欧州閣僚理事会のConclusion（7224/1/07）を支えていると見ることもできる。

また特に構成国内の施設に対する規制については、大規模燃焼施設令、排出量取引指令に見るように、施設への配分の仕方自体は、各構成国にゆだねられており、構成国内の政治的なパワーバランスで決定されている部分もあるが、排出への寄与が大きい施設を特に対象とした規制を導入するという指令の導入目的自体は、汚染者負担原則に則っていると見ることもできる。

一方で、本研究により、EUが、SO₂、NO_x、VOC、NH₃、そしてCO₂について、国別の総量目標を定めつつ、その総量目標を達成するための手段として排出量の大きい部門を対象とした規制を導入していることが明らかになった。

EUの多層的な規制方法は、国別数値目標とセクター別の目標値が二者択一の関係にあるわけではなく、後者が前者の目標を達成するための手段となる可能性があり、また多層的に規制しなければ、多様な発生源から排出される物質の排出を抑制することは困難であることを示しており、将来枠組み交渉への示唆が大きいといえよう。

2) フランス（立教大学）

a. 汚染者負担原則、その他の基本原則の規定状況

環境法典110-1条が、予防原則、防止行動と矯正の原則、汚染者負担原則、参加原則を規定し、110-2条は、環境権等を規定している。

2005年3月1日に公布された環境憲章—憲法規範として、憲法前文で本憲章がリファーされている—では、10の条項が定められた。環境権に関わる1条、環境の保全と改善に参加する義務に関わる2条、環境への侵害の防止に関する3条、環境損害の回復と原因者負担原則に関する4条、予防原則に関する5条、公政策の持続可能な発展への統合を定めた6条、すべての人が環境情報へアクセスでき公的決定へ参加できる権利を定めた7条、環境教育に関する8条、研究と革新の環境保全への協働を定めた9条、国際的視点の10条である。

b. 汚染者負担原則と原因者負担原則

汚染者負担原則は環境法典で実定法化され、さまざまな法的、行政的な技術を使うことによって、実施されている。

環境憲章は、他の原則とともに、環境損害と原因者負担について規定を置いた。汚染者負担原則の適用および原因者負担原則が実施しようとしている環境政策については、本文で簡単に紹介したが、それらの原則から地球温暖化対策へ、京都議定書後へ、というアプローチは、明示的には見つけることはできなかった。しかし、気候計画における長期目標や次に紹介する総量規制には、汚染者負担あるいは原因者負担の考え方が当然のように含まれている、と思われる。

c. 総量規制の例

フランスでは、総量規制としては従来あまり議論されてこなかった。当然のこととして議論されなかったのかどうかは、明らかでない。今回の調査では、3つの総量規制の制度が明らかになった。第1は、SO₂、窒素酸化物、揮発性有機化合物およびアンモニアについて総量規制を行う大気汚染物質排出削減計画である。2001年10月23日に採択されたディレクティブ (la directive 2001/81/CE) が定める汚染物質排出の上限を遵守するための計画であり、既存の規制で基準達成が困難な部分につき新たな政策を提示している。

第2は、温室効果ガスの排出権取引制度である。環境法典に規定が置かれているが、それは2003年10月13日のディレクティブ (2003/87/CE) を国内法化するものである。温室効果ガス排出権割当計画 (PNAQ) が、国が割り当てる排出権の最高限度、排出権の配分の基準、および、割当を受ける施設のリストを定める。

そして第3は、エネルギー節約証明書制度である。エネルギー政策の指針を定める計画法 (Loi de programme fixant les orientations de la politique énergétique) (2005年7月13日の法律2005-781号) (NOR: ECOX0400059L) の中に規定された制度であり、排出権取引制度が産業部門からの排出抑制の制度であるのに対して、この制度はいわゆる民生部門における排出抑制の制度である。一定量を超えるエネルギーを最終消費者に供給する事業者に対してエネルギー節約義務を認め、その履行を証明するためにエネルギー節約証明書の提出を求めるという制度である。

これらの制度で規制のための措置が適用されるには、ある程度の規模が必要とされている。規制措置の実効性、および、適用の可能性を考慮した結果と見るのが適切であろう。それが、汚染者負担原則および応能負担原則と結果的に一致している。

3) イギリス（首都大学東京）

イギリスにおける環境に係る諸原則のうち、予防原則および汚染者負担原則について、それらの政策的・法的位置づけを確認した。さらに、総量規制の事例として廃棄物物理立枠取引制度を取り上げて、割当の根拠や基本的な考え方について検討した。その結果、以下のことが明らかになった。

イギリス法のもとでは、裁判所が個別の事件をとおして、人的または物的被害に係る私人間における責任に関する主原則を発展させてきたという伝統がある。このため、イギリスでは、環境に係

る諸原則ももともとはコモンローとして示され確立されてきている。EC条約が環境に係る諸原則を規定している今日においても、いまだにそれらはイギリスの国内法（成文法）に明記されるには至っていない。一方、EUレベルでの環境法整備が進み、その国内法化が求められるようになったことから、近年では、イギリスの環境法のほとんどを成文法が占めるようになってきている。こうしたなかで、EUが謳う環境に係る諸原則が明記されないまでも、当然のことながら、イギリスの国内法においてはそれらを踏まえた具体的な制度等が規定されるようになっており、その適用をめぐる争いが起こった際に裁判所が当該立法の依拠する諸原則に係る判断を示すという状況がある。

これまでに、イギリスの司法は汚染者負担原則および予防原則の存在を認めてきている。ただし、予防原則については、EC条約や政策文書において同原則を明記しているからといって、政府に対していかなる具体的な法的義務を課すに十分とはいえないという趣旨の控訴審の判断が示している。汚染者負担原則については、イギリスの国内政策および法のなかに当該原則が位置づけられるものであることを認めると同時に、環境法が整備されつつあるなかで司法が法原則を確立していくという役割にはもはや限界があることが指摘されている。さらに、欧州裁判所に送致された事件では、汚染者負担原則の適用あたり割合的責任の原則(the principle of proportionality)の反映が必要であるとされている。

イギリス政府が公表してきた政策文書においては、汚染者負担原則と予防原則への明確な言及があるものの、これらの法的な位置づけは判例をとおして認められてきたものである。その場合も、個々に独立した法的価値を与えられているわけではないことに注意を要する。イギリスにおいて、政策文書、判例、廃棄物埋立枠制度の例などが示しているのは、予防原則や汚染者負担原則を重視しつつ、さらには割当的責任原則、公平性や確実性、また特にイギリスの場合は経済効率性といった諸原則・要素を総合的に勘案しての制度提案が必要であるということになる。

4) アメリカ（早稲田大学）

アメリカ法では、その知的伝統から、「原則」をあらかじめ措定する（その下に「準則」を体系的に配置する）といった思考方法はとられず、よって理論上、また制定法においても、「原則」が明示される（明示的に論じられる）ことはまれである。しかしながら、たとえば汚染者負担原則についてみれば、個別の制定法には、同原則の具体化と目される規定が多く見受けられるのであり、このことからすれば、汚染者負担原則が個別の制定法の基底をなすものとして理解することが可能である。

制定法による汚染者負担原則の具体化の一例として取り上げたCERCLAでは、判例により、(1)過去の汚染の浄化に係る責任主体が、一般にイメージされる「汚染者」をはるかに越え、きわめて広範囲にわたっていること、(2)浄化責任の遡及が認められており、同法の成立以前の行為に対しても、その合法性の如何を問わず、浄化責任が課せられる、といった特徴が見られる。

総量規制とあわせて排出量取引を導入するCAAでは、段階的实施が採用されており、ここに、排出量削減の実効性、および被規制者の対応可能性（対応能力）に鑑みた、現実的な制度設計の一例とみることが可能であろう。

5) 日本（早稲田大学）

日本における費用負担論・責任論から得られる温暖化の将来枠組への示唆は、次の3点にあるといえよう。

第1は、環境保全の実効性の点でも政策の効率性の点でも汚染者負担が最も望ましく、公平の点でも汚染者負担は有力であるが、公平性の概念の多義性から、応能負担等についての一定の配慮が必要となることである（この点が特に衡平の問題として説かれるところである）。この観点は、世界的には、途上国の市民について特に問題となる発展の権利をどう把握するかという問題として立ち現れることになる。

第2は、日本の環境関連の費用負担の特色は、古くから、事後的な対応である原状回復等についても原因者負担の考え方を採用してきたことにあるが、この点はその後OECDやリオ宣言でも認められるなど、世界的な趨勢になっており、やはり環境保全の実効性確保の観点から必要性が高いことが指摘されるようになってきていることである。

第3に、特に、公害防止事業費事業者負担法が、過去の汚染について、事業に係る公害の原因物質が長期間にわたって蓄積された場合には、衡平の見地から、減額が認められる点は、温暖化のポスト2012年の適応に関する制度設計において参考になる。また、費用負担をすべき事業者が不明・不存在の場合については国・地方自治体が負担するものとされていること、施行者が事業者に

負担させるかについては裁量があることのため、上記のように過去の例における事業者の負担割合は40%台となっていることも参考になる。

6) インド（国際基督教大学）

a. インドでは、制定法によってではなく、公益環境訴訟において、以下の点が明らかにされている。

ブルントラント・レポートとその他の国際文書から引き出される、「持続可能な発展」の特徴的な原則のいくつかは、世代間の衡平、天然資源の使用と保全、環境保護、予防原則、汚染者負担原則、援助し協調する責務、発展途上国への財政援助および貧困の根絶であり、そのうち、「予防原則」と「汚染者負担原則」が、「持続可能な発展」の本質的な特徴である。「予防原則」とは、インドの国内法の文脈では、以下のことを意味する。

（ア）州政府および制定法上の機関による環境措置は、環境悪化の原因を予測し、防止し、攻撃しなければならない。

（イ）重大かつ回復不可能な損害の脅威があるところでは、科学的確実性の欠如は、環境悪化防止措置を延期するための理由として用いられるべきではない。

（ウ）みずからの行動が環境上有害でないことを示す「立証責任」は、アクターまたは開発者・企業者側にある。

最高裁はその後の事件においても、汚染者支払原則を一貫して適用している。しかしながら、インドにおいては、汚染者負担原則の適用に関する直接的な制定法の規定は存在していないため、より明確な汚染者負担原則の性質・範囲・定義に関する説明が必要と思われる。

b. ポストUNCEDにおいて、インド政府は、経済成長の拡大を追及するために、インドの排出量は増大することになるという立場を維持している。FCCCはこの立場に満足すべき注意を払っており、また温室効果ガスの緩和責任を先進国に委ねている。このような考え方が、気候変動に関する政策決定過程にかかわりをもっている中央政府当局者の間の一般的な認識である。したがって、開発途上国の現在の主要な関心は気候変動の国内的なインパクトを評価しなければならない、さらに当該インパクトに適応する責任を確定させなければならない、これが官僚たちの立場である。私がインタビューした中央政府の担当者のすべては、インドは多くのその他の重要な優先物を有する開発途上国であることを強調することが重要であると述べていた。雇用、貧困の根絶、経済成長がより有意義な国内的論点であることが強調された。

7) 中国（東海大学）

中国においても、原因者負担原則は一般的に認容され、定着してきており、その内容や理論的根拠については細部で不一致があるが、環境を汚染したり破壊したりする者に何らかの責任を負わせるという考え方、最低限、何らかの金銭を負担させるべきであるという点で一致している。その典型的な適用である排污費は古くから制度化されており、近年の改正で、汚染物質の排出に対し人的・物的に広く排污費を課すこととされ、さらに原因者負担原則に忠実な制度になっている。他方、中国で行なわれている企業間ないし省間での汚染物質排出割当を見ると、過去の排出量や負担能力等を考慮してはいるが、目標が達成できることを前提としている。したがって、将来枠組み構築に当たり、原因者負担原則を基礎とし、目標達成を前提として、負担能力、過去の排出量等の要素を若干の修正要因として考慮するという基本姿勢をとるのであれば、（途上国に排出削減を求めるとしても）、中国も反対できないのではないかと思われる。

8) 各種原則を基礎とした、ポスト2012年の制度案（早稲田大学）

研究代表者として、サブテーマ1と2の検討を総合し、各種原則を基礎とした、ポスト2012年の制度案を検討した（ここで扱う諸原則の関係については、サブテーマ1の図2に掲げたとおりである）。

a. 緩和について、3つの制度案を掲げた。

・第1案 原因者負担原則及びCBDRからの設計（図1）

まず、過去（1990年以降）の温室効果ガス（二酸化炭素を中心とする）の累積排出量が多いところから、世界全体で上から一定割合（例えば、7割ないし8割をカバーする程度）の国を決定する。ここでは原因者負担原則を用いている。

i) これらのうち国民の所得水準その他の国の水準（購買力平価を基準とすることが考えられる）が一定レベルに達している国には、1990年（又は、途上国については、上記の水準が一定レベルに

達した年) レベルから一律X%の削減をする (ここにいう「X」は、iii)を考慮しつつ世界の7,8割について温室効果ガスの排出量を90年レベルの半分にすることをめざす値である)。CBDR (原因者負担原則 (= i) + 応能負担) に基づく。

ii) ii) に該当しない国は原単位目標 (法的拘束力なしor 法的拘束力あり。どちらを選ぶかによって排出枠取引ができるかが異なってくる) とする。これは応能負担による。

iii) 残りの3割程度の国で、国民の所得水準その他国の水準が一定レベルに達している国は、応能負担の観点から、排出削減を義務づけられる。ほかにも、排出枠取引への参加等を目指して義務づけに加わる国を歓迎する。これらは、ii) と同様の扱いになる。

iv) 残りの国については、先進国の援助、改革されたCDMなどに委ねる (CBDR [原因者負担原則 (= i) + 応能負担] に基づく)。なお、iii) の途上国に対する援助もありうる。

・第2案 衡平における人の形式的平等からの設計——C&C提案 (図2)

衡平における人の形式的平等 (国の形式的平等ではない) を根拠として、一人当たりの排出量の目標を立てる考え方である。衡平原則の一つのあり方を追求した考え方である。この設計の一つの難点は、人口の増加自体が環境負荷であり、温室効果ガス発生の原因であるという論点を等閑視することにある。

・第3案 国際競争上の衡平に配慮した設計 (図3)

国際競争上の衡平に配慮した1つの方法として、GDPあたりの原単位目標を立てる考え方がある。これは、経済活動の一定量あたりの温室効果ガス排出量を均等化することを (やや不正確ではあるが) 目指すものともいえる。もっとも、GDPが増加すると目標は達成できないことをどう考えるかが、この案の問題点である。これについては、生産量の伸びをモデルなどで考慮しつつ、絶対量が一定程度で収まるように原単位の値を設定することが考えられる。その場合、国際競争上の衡平は輸出額、投資額の多い国について特に必要となるところから、少なくとも主要排出途上国及び先進国にはこの目標の達成を義務づけることが考えられる。

主要排出国の中でも途上国については、一定の経過期間をおくとか、許容排出量としてより多目の割当をするなどの方法も考えられる。これは、国際競争上の衡平を基礎としつつ、CBDRに配慮することになる。

この提案には次のような長所があると考えられる。

- ・実際に義務づけられる国の合意可能性からすると、この考え方は重要ではある。
- ・温室効果ガス排出のリーケージに対応することができる可能性が高い。
- ・産業界にとって削減の目標が明確であり、削減のインセンティブが生まれる。
- ・省エネ化は、環境とは全く別に、経済的観点から推進されるものであり、先進国のみでなく途上国も (特に主要排出途上国は) 重視するテーマであるが、この案はこの点を見据えた制度案といえよう。

・3つの提案について

負担配分については、世代内衡平としてのCBDR、原因者負担、応能負担と、世代内衡平としての国際競争上の衡平とが重要であるが、第1案はこのうち前者、第3案は後者を採用したものである。第2案は衡平の下での形式的平等を追求したものである。

国を主体として責任配分をすることを前提とした場合、主要な柱となる案は上記の3案に限定され、あとはこのバリエーションとなるといえよう。

b. 適応についての制度案 (図4) に関しては、原因者負担原則を直接適用することが考えられる。この場合、温暖化ガスの累積的排出による寄与と、被害との因果関係の証明は回避することが難しく、これが最大の問題となる (これを認め、国家責任が課せられるとする立場もあるが、国際法学者の中ではまだ少数である) ——この点がクリアできないと、適応に関して原因者負担原則を適用するといっても実際にはきわめて困難であると思われる。

図1 緩和についての制度案—第1案
原因者負担+CBDR+応能負担(1992-2003年のCO2累積排出量)

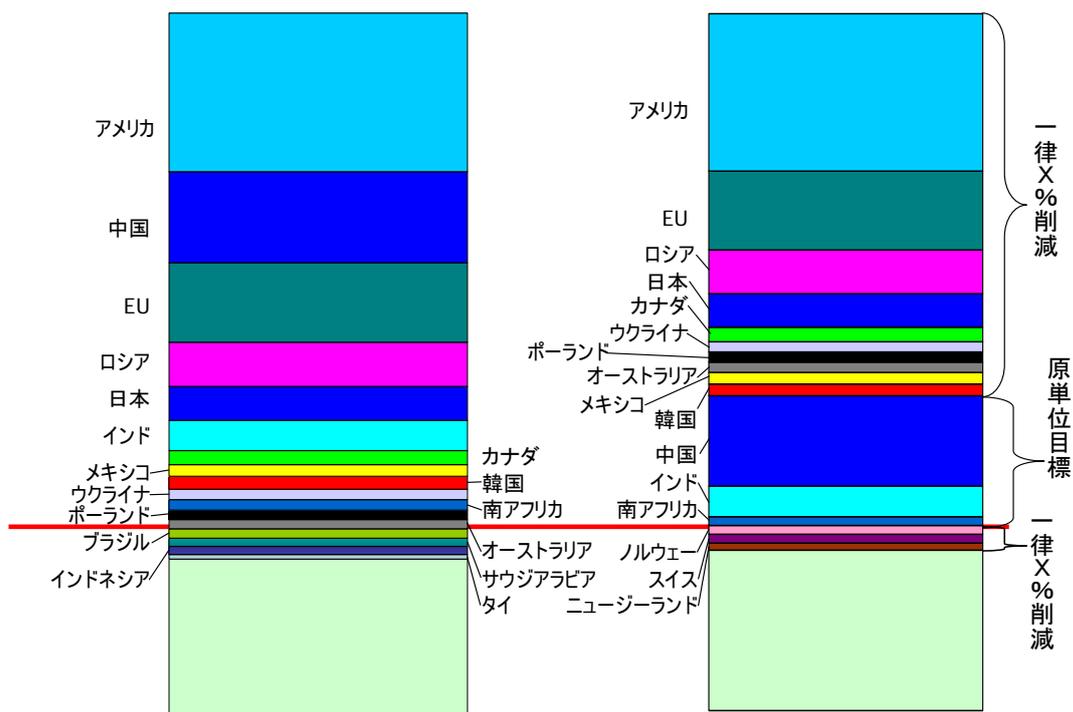
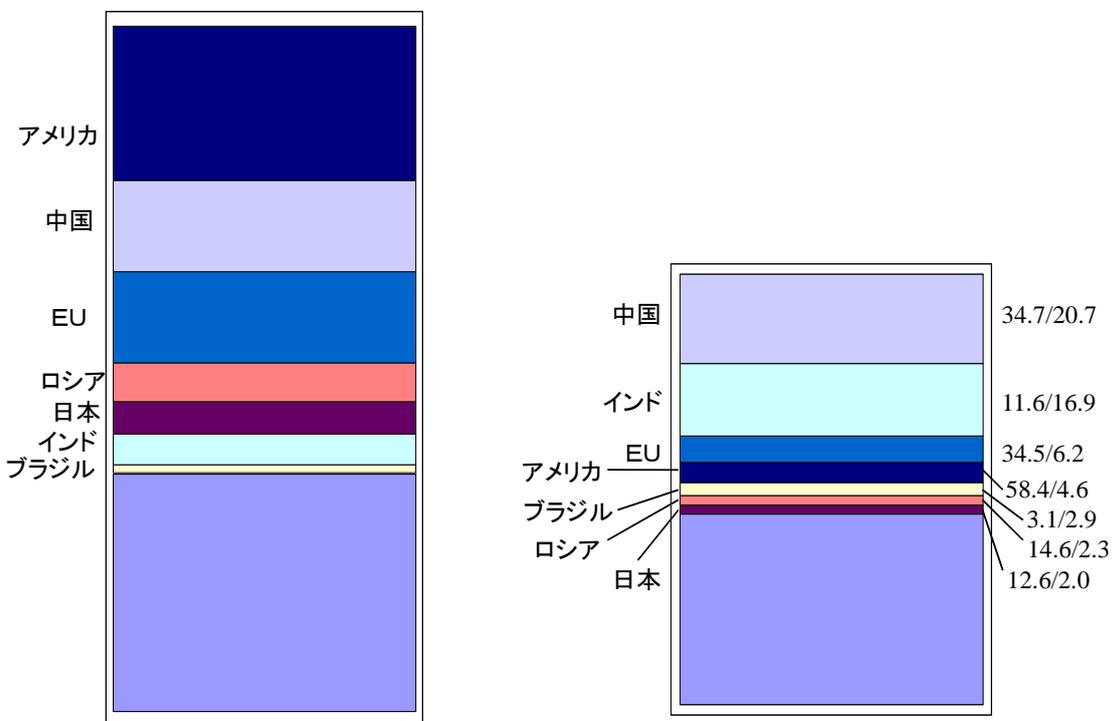


図2 緩和についての制度案—第2案
1人あたりの形式的平等



グラフ右の数値は、2003年の排出量/人口を基準とした排出量(単位:億CO2トン)

図3 緩和についての制度案—第3案
国際競争上の公平

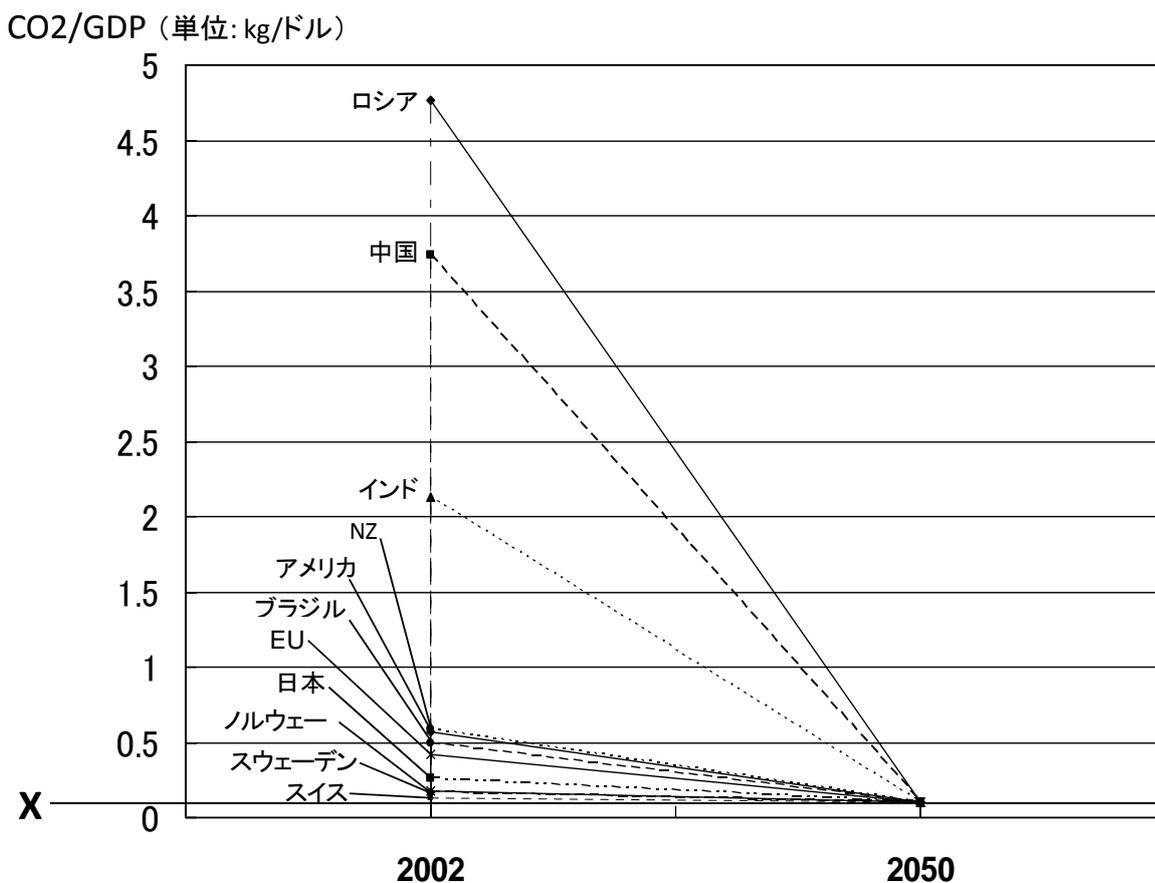
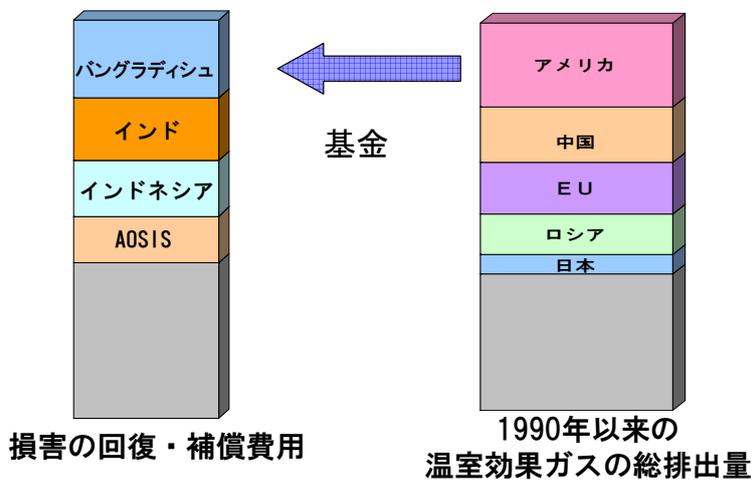


図4 適応についての制度案

- 適応費用: **原因者負担** (+ 応能負担)
 - 原状回復費用、被害救済費用につき原因者負担原則の適用 (割合的責任)



4. 考察

国際環境法・国内環境法上の基本原則である、衡平、CBDR、汚染者負担原則、応能負担原則、持続可能な発展原則等について検討した結果、①持続可能な発展原則については先進国・途上国の間にかなりのコンセンサスがあり、それと関連する発展の権利については両者の主張に相違があること、持続可能な発展原則は他の原則の背後にある一般的な原則であること、②衡平はCBDRと一定の連関があるが、もともとはあらゆる締約国の一般的義務を定立するために用いられていたこと、③CBDRは応能負担原則と(過去の環境負荷に対する)原因者負担原則によって支えられていること、④(現在の排出に対する)汚染者負担原則は国際競争上の公平を図る意義があり、温暖化防止との関係でも従来議論されてきたが、正当化理由を明確に与えられなかった点に環境法原則の観点から光を当てることがあることなどが明らかになった。

法原則を基礎とする緩和に関する上記の3つの提案は、それぞれ、(i) CBDR・原因者負担・応能負担、(ii)形式的平等としての衡平、(iii)汚染者負担原則が体现する国際競争上の公平を論拠とするものである。これらは、将来枠組の議論をする際に、法原則という論理の「筋」を明らかにする役割を果たすものであり、交渉において論議を明快にし、「筋」にしたがった提案を正当化する機能をもつであろう。

5. 本研究により得られた成果

(1) 科学的意義

・2013年以降の温暖化防止の国際制度に関する研究が世界的に進行する中で、世界的に見ても温暖化の国際制度に関する法律学からのインプットは必ずしも多くない。国際社会が合意を積み重ねてきた法原則に基づいて中長期的な国際制度のあり方を検討することは、これまでの国際社会の合意の水準を明らかにし、それに基づく国際制度のあり方を考えるというボトムアップのアプローチをとるもので、効率性といった理論的指標から制度を考案する経済学などの制度研究とは異なる角度から、国家の合意可能性が高く、説明可能で、環境上の有効性という条件を満たす制度の構築を探るという独自性を有している。後述の項目に記した国内外において発表した多くの業績を通じて、法律学からの貴重なインプットとなったと考える。

・これらの研究成果は、国際環境法の主要原則と確立しつつある原則の内容と射程を明らかにしており、地球温暖化問題のみならず他の地球環境問題に関しても有効なインプットとなっている。

・また、本研究を踏まえて、環境法原則を考慮した将来枠組に関する制度案を複数示したが、これらは将来枠組についての議論を正当性に基づくものに誘導する可能性がある。

(2) 地球環境政策への貢献

・本研究の成果および本研究を通じて得られた知見に基づく提言は、今後さらなる活発化が予想される、地球温暖化防止に係る国際制度設計に係る国際的な議論に対して、わが国からの発信に向け、直接的かつ具体的な貢献をなすものである。

・また、本研究を通じ、各国の環境法の基本原則の適用のあり方が具体的に明らかとなった。これは、国際交渉の場面におけるきわめて重要なインプットとなるものである。

・以上のほか、より具体的な貢献として、例えば次のものが挙げられる。

1) 大塚は、中央環境審議会地球環境部会に委員として検討に参画し、気候変動対策に関する将来の国際的枠組みのあり方について、専門の立場から意見している。

2) 高村は、2004年4月に発足した中央環境審議会地球環境部会「気候変動に関する国際戦略専門委員会」の委員として検討に参画し、気候変動対策に関する将来の国際的枠組みのあり方について、各専門の立場から意見した。また、同委員会と並行して設立された「気候変動次期枠組みに関するIGESワーキンググループ」にて、高村、久保田が作業に貢献した。

3) 高村は、2005年8月より、産業構造審議会環境部会地球環境小委員会将来枠組み検討専門委員会に委員として検討に参画し、気候変動対策に関する将来の国際的枠組みのあり方について、専門の立場から意見した。

・今後2013年以降の国際的枠組みに関する交渉が本格化するため、本研究の成果や研究に関わる情報の広報、普及に努め、政策への貢献に努める。

6. 研究者略歴

課題代表者：大塚直

1958年生まれ、東京大学法学部卒業、東京大学法学部助手、現在、早稲田大学大学院法務研究科教授

主要参画研究者

(1)①：磯崎博司

1950年生まれ、東京都立大学大学院社会科学研究科博士課程中退、現在、明治学院大学法学部教授

②：高村ゆかり

1964年生まれ、一橋大学大学院法学研究科博士課程単位修得退学、現在、龍谷大学法学部教授

③：久保田泉

1975年生まれ、学習院大学大学院法学研究科博士後期課程修了、現在、国立環境研究所研究員

(2)①：大塚直（同上）

②：淡路剛久

1942年生まれ、東京大学法学部卒業、東京大学法学部助手、現在、立教大学大学院法務研究科教授

7. 成果発表状況（本研究課題に係る論文発表状況。）

(1)査読付き論文

- 1) 大塚直「予防原則・予防的アプローチ」『環境と公害』34巻2号9-14頁（2004年）
- 2) 鶴田順「『国際環境法上の原則』の分析枠組」『社会科学研究（東京大学社会科学研究所）』57巻1号63-81頁（2005年）
- 3) 高村ゆかり「森林保護に関する国際条約」森林文化協会『森林環境2005』204-220頁（朝日新聞社、2005年）
- 4) 高村ゆかり「国際環境法における予防原則の動態と機能」『国際法外交雑誌』104巻3号、1-28頁（2005年）

(2)査読付論文に準ずる成果発表（社会科学系の課題のみ記載可）

- 1) 高村ゆかり「国際環境法におけるリスクと予防原則」『思想』963号60-81頁（2004年）
- 2) 高村ゆかり「科学的不確実性と国際法における予防原則」『環境と公害』34巻2号38-44頁（2004年）
- 3) 高村ゆかり「経済的手法を利用した地球温暖化政策—EUの排出量取引制度の概要と我が国への示唆」『環境管理』40巻6号72-79頁（2004年）
- 4) 高村ゆかり「経済的手法を利用した地球温暖化政策—EUの排出量取引制度の概要と我が国への示唆」『CEAR (Center of Environmental Auditors Registration)』14号52-59頁（2004年）（*上記乱丁のため同誌15号53-60頁（2004年）に再録）
- 5) Atsushi ISHII and Yukari TAKAMURA, 'Decision-making under uncertainty', National Institute for Environmental Studies (NIES) and Institute for Global Environmental Strategies (IGES), Framing Climate Protection Regime: Long-term Commitments and Institutional Options, 18 (NIES and IGES, December 2004)
- 6) Yukari TAKAMURA and Izumi KUBOTA, 'Multilateralism: basic framework of a future climate regime', National Institute for Environmental Studies (NIES) and Institute for Global Environmental Strategies (IGES), Framing Climate Protection Regime: Long-term Commitments and Institutional Options, 20 (NIES and IGES, December 2004)
- 7) 高村ゆかり「環境情報へのアクセス、環境に関する政策決定への市民参加、及び、司法へのアクセスに関する条約（オース条約）」『季刊環境研究』135号79-93頁（2004年）
- 8) 大塚直「環境法の新展開第1回 環境法を学ぶにあたって—環境法学の特色と課題」『法学教室』283号65-72頁（2004年）
- 9) 大塚直「環境法の新展開第2回 未然防止原則，予防原則・予防的アプローチ(1)—その国際

- 的展開とEUの動向」『法学教室』284号70-75頁（2004年）
- 10) 大塚直「環境法の新展開第3回 未然防止原則, 予防原則・予防的アプローチ(2)―わが国の環境法の状況(1)」『法学教室』285号53-58頁（2004年）
 - 11) 大塚直「環境法の新展開第4回 未然防止原則, 予防原則・予防的アプローチ(3)―わが国の環境法の状況(2)」『法学教室』286号63-71頁（2004年）
 - 12) 大塚直「環境法の新展開第5回 未然防止原則, 予防原則・予防的アプローチ(4)―わが国の環境法の状況(3)」『法学教室』287号64-71頁（2004年）
 - 13) 大塚直「環境法の新展開第6回 未然防止原則, 予防原則・予防的アプローチ(5)―今後の課題(1)」『法学教室』289号106-111頁（2004年）
 - 14) 大塚直「環境法の新展開第7回 未然防止原則, 予防原則・予防的アプローチ(6)―今後の課題(2)」『法学教室』290号86-92頁（2004年）
 - 15) 渡邊理絵「EU排出枠取導入におけるドイツの経験」『季刊環境研究』133号73-85頁（2004年）
 - 16) 奥真美「環境管理システムと中小企業」『環境管理』40巻10号62-70頁（2004年）（『CEAR』15号64-72頁（2004年）に再録）
 - 17) 淡路剛久「環境法学の特色と課題」『司法研修所論集』113号40-70頁（2004年）
 - 18) 稲正樹「インドのパンチャーヤット統治」『アジア諸国の地方自治制度の現状と課題』65-123頁（亜細亜大学アジア研究所、2004年）
 - 19) 稲正樹「アジア法全般」法律時報76巻13号278-280頁（2004年）
 - 20) 石井敦・高村ゆかり「炭素隔離技術―その概要・現状・今後の課題」『環境と公害』34巻3号59-65頁（2005年）
 - 21) Yukari TAKAMURA, 'Environmental Conventions and Agreements' in Japan Environmental Council ed., *The State of the Environment in Asia 2005/2006*, at 329-336 (Springer-Verlag Tokyo, 2005)
 - 22) 高村ゆかり「国連気候変動枠組条約第十回締約国会議（COP10）が示す温暖化交渉の到達点と課題」『環境と公害』34巻4号59-65頁（2005年）
 - 23) 高村ゆかり「2013年以降の地球温暖化防止のための国際制度設計とその課題」田中則夫・増田啓子編著『地球温暖化防止の課題と展望』（法律文化社、2005年）
 - 24) 高村ゆかり「京都議定書第1約束期間後の国際制度をめぐる法的問題」『ジュリスト』1296号69-77頁（2005年）
 - 25) 高村ゆかり「不確実性の中での政策決定」高村ゆかり、亀山康子編著『地球温暖化交渉の行方―京都議定書第1約束期間後の国際制度設計を展望して』158-166頁（大学図書、2005年）
 - 26) 遠井朗子「『共通であるが差異ある責任(CBDR)』原則―履行援助における責任の差異化の検討を中心として―」『阪大法学』55巻1号119-143頁（2005年）
 - 27) 久保田泉「ブラジル提案」高村ゆかり、亀山康子編著『地球温暖化交渉の行方―中長期的な国際制度設計を展望して―』195-199頁（大学図書、2005年）
 - 28) 久保田泉「収縮・収束提案」高村ゆかり、亀山康子編著『地球温暖化交渉の行方―中長期的な国際制度設計を展望して―』207-210頁（大学図書、2005年）
 - 29) 久保田泉「京都議定書発効の意義」『Law & Technology』27号、42-49頁（2005年）
 - 30) 鶴田順、久保田泉「『汚染者負担原則』の法過程的分析」『季刊環境研究』138号、134-142頁（2005年）
 - 31) 磯崎博司・羽山伸一「欧州における生態系の保全と再生」『環境と公害』34巻4号15-20頁（2005年）
 - 32) 磯崎博司「京都議定書の発効に至るまでの経緯」『ジュリスト』1296号8-14頁（2005年）
 - 33) 磯崎博司「国際法における予防原則」『環境法研究』30号61-69頁（2005年）
 - 34) 大塚直「EUの排出枠取引制度とわが国の課題」『ジュリスト』1296号36-47頁（2005年）
 - 35) 大塚直「環境法の新展開第8回 環境権(1)」『法学教室』293号87-96頁（2005年）
 - 36) 大塚直「環境法の新展開第9回 環境権(2)」『法学教室』294号111-121頁（2005年）
 - 37) 大塚直「気候変動防止のための将来枠組みと法原則―国際ワークショップの概要―」『季刊環境研究』138号113-116頁（2005年）
 - 38) 大塚直「中長期的な地球温暖化防止の国際制度設計―日本の環境法における基本原則からのパースペクティブ―」『季刊環境研究』138号128-133頁（2005年）
 - 39) Rie Watanabe and Guy Robinson, Policy Brief EU Emissions Trading Directive, Climate

Policy, Special Issue 2005

- 40) 奥真美「環境リスク管理とリスクコミュニケーション」『環境法研究』30号70-83頁（2005年）
- 41) 奥真美「イギリスの持続可能な発展に向けた新戦略」『自治体環境行政に係る法制度の体系的な研究』（人間環境問題研究会、2005年）
- 42) 淡路剛久「公害・環境民事訴訟」環境法政策学会編『環境訴訟の新展開』20-29頁（株式会社商事法務、2005年）
- 43) 淡路剛久「フランス環境憲章と環境法の原則」『季刊環境研究』138号148-155頁（2005年）
- 44) 高村ゆかり「EUの排出枠取引制度と京都メカニズムとを連結する指令—その概要、意義、影響—京都議定書の事業メカニズムに関して、共同体域内での温室効果ガス排出枠取引制度を設置する指令2003/87/ECを改正する2004年10月27日の欧州議会及び理事会の指令2004/101/EC」『季刊環境研究』140号、156-164頁（2006年）
- 45) 久保田泉「気候変動枠組条約第11回締約国会議（COP11）及び京都議定書第1回締約国会合（COPMOP1）の成果」『Law & Technology』31号、49-56頁（2006年）
- 46) 遠井朗子「温暖化規制制度における排出削減割当の差異化基準」『酪農ジャーナル(人文・社会科学編)』31巻1号55-68頁（2006年）
- 47) 岡村りら、外純子、大塚直「ドイツ温室効果ガス排出権取引法（TEHG）」『季刊環境研究』140号135-143頁（2006年）
- 48) 渡邊理絵「EU排出枠取引指令の国内法化—ドイツ」『季刊環境研究』140号144-155頁（2006年）
- 49) 渡邊理絵「排出量取引—排出量取引制度の導入・実施におけるEUの経験、日本の対応」『資源環境対策』42巻2号44-50頁（2006年）
- 50) 淡路剛久「フランスにおける環境法の現状と課題」『環境と公害』35巻3号2-5頁（2006年）
- 51) 奥真美「イギリスにおける気候変動防止に向けた多様な政策手法の統合的活用—気候変動税、気候変動協定、排出権取引制度—」『井上義彦教授退官記念論集—東西文化會通』319-338頁（台湾・学生書局、2006年）
- 52) 桑原勇進「中国環境法における原因者責任原則序論」『東海法科大学院論集』1号43-54頁（2006年）
- 53) H. Isozaki, "Integrated Management of Biodiversity - Synergy among Climate Change and Biodiversity Regimes -", Meiji Gakuin Journal of Law, No. 81 (2007)
- 54) 遠井朗子「多数国間環境保護条約の実効性—『政策過程としての法』試論」『阪大法学』57巻1号（2007年）（in press）
- 55) 遠井朗子「温暖化規制制度におけるCBDR原則：差異化の機能及び性質の検討」エネルギー法研究所研究報告書（2007年）（in press）